



きょう かい

教誨あれこれ

全国教誨師連盟広報誌

第1号

平成28年5月発行

公益財団法人 全国教誨師連盟
東京都中野区新井3-37-2

教誨師(きょうかいし)は、
刑務所などに収容されている人との対話を続けています。



「教誨あれこれ」発刊に寄せて

公益財団法人 全国教誨師連盟 理事長 近藤哲城

「教誨(きょうかい)」について多くの皆様に知っていただくために、公益財団法人全国教誨師連盟では、このたび広報誌を発刊することにしました。

矯正施設(刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院)は国の機関であり、従って、宗教活動を行なうことは憲法上許されません。

しかし、被収容者の中には、信仰を持っている人や信仰を持つとうとしている人が少なくありません。何人に対しても「信教の自由」を保障する観点から、様々な便宜が図られています。被収容者の希望に基づいて、「宗教教誨」(説話・宗教行事・読経等)を「教誨師」(民間の篤志宗教家)に依頼して、実施しています。

「教誨」は、矯正施設に収容されている人の「信教の自由」を実質的に保障するとともに、罪を犯すことのない人格の形成にも深く影響を与えていたといわれています。彼らの改善更生・社会復帰の大きな手助けになっています。

現在、全国各地の矯正施設で教誨を実施している教誨師の数は約1,860名です。年間(平成26年)の活動回数は18,101回にのぼります。教誨師は、仏教各派・キリスト教各派・神道諸派・諸教、約120の教宗派教宗団に属する篤志の宗教家で、推薦を受け、公益財団法人全国教誨師連盟で委嘱しています。

教誨は矯正施設の中で行われているため、一般の方々にとって、教誨師の存在は認知されているとは言い難いのが現実です。

しかし、被収容者の精神的救済や心情の安定をもたらすことによって、収容目的にかならず側面から援助するという重要な役割を有しており、「社会の安全・安心」に寄与しています。

「教誨あれこれ」の発刊により、教誨師の活動について多くの皆様にご理解をいただいて、少しでもご協力ご支援をいただければありがたいことと存じます。

熊本・大分地方で発生している地震により、被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

公益財団法人 全国教誨師連盟

塀の中のラジオ生放送 D J 36年

今月のテーマ「この1年を振りかえって」に寄せられたある受刑者からのD Jメッセージ。

女房が3歳の子どもを連れて面会に来ました。成長した娘を見せに連れてきてくれました。

娘はボード越しに「このおじちゃん、だあれ」と聞きました。この言葉を聞いた時、私は初めて罪の深さを感じました。妻は黙っている。3歳の子どもに与えられた惨めさ。何十秒間沈黙が流れ、面会が終わり、2人帰るうしろ姿に私のまなこは涙一杯でぼやけていました……云々の文章。



「そんなに傷つき、後悔するのなら、なぜ悪い事に手を染めたの？」と言いたくなるけれど、私はリアクションとしては言わない。「娘さんの言葉は、あなたがまた一歩更生していく力になるのです」と柔らかい温かい言葉を添えてあげるのです。

受刑者のコメントには人が人間になる本質がありありと現れてくる。200文字に自分の気持ちをしたためる時間は彼らにしか味わう事が出来ない古傷を思い返す時でもある。「人は育てる側に育つ」刑務所に入る為に人は生まれて来たわけではない。生い立ち、思想、環境、様々なしがらみの中で、ねじれ現象を起こしてしまったのだ。730(ナナサンマル)



吳羽山からの立山連峰



受刑者からのリクエストカード

ナイトアワーを通して、ねじれた「その時」にもどしてあげる事ができれば、1つの闇を照らす不滅のもしひとして、一步一歩進む彼らの寄せる心に聴診器をあてて聴きいる放送教誨“家庭への思い”“過去の行為”への「心のキャッチボール」の所内自主制作番組の1時間半の目的である。

昭和54年2月21日みぞれ降る夜、7時半、突然、舎房全室に流れるオープニングのリズム。

「今晚は“方丈 豊(ほうじょうゆたか)”(マイクネーム)です」。

そしてアシスタント女性の挨拶、140通から選ばれたコメント15通をリクエスト曲に合わせて走り始めた。放送機材を操作する刑務官と意気投合。ミスる事なく、優しく、時には厳しく、共に味わって36年間、月1回とはいえ休むことなく舎房が静まりかえるひととき。一度始めたら持続することの大切さと共にマンネリ化しないように気をつけて、今日という日はまた1からの積み重ねである。

時代の流れと共に受刑者も変わるがそれに合わせて中身も変化させていかなければいけない。共感、共鳴、感動、励ましの為に、さわやかさ、和やかさを忘れてはいけない。1回1回が初体験の新鮮と臨場感が必然となる生放送のディスクリョッキーである。



(曹洞宗 富山刑務所教誨師 川越 恒豊)

「刑の一部執行猶予制度」について

平成28年6月から刑の一部執行猶予制度が始まります。これについて編集部から執筆を求められましたので、極めて簡単に説明します。なお、意見にわたる部分は私見です。

この制度は平成25年に制定された刑の一部執行猶予制度を導入する刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律に基づき、裁判において懲役・禁錮刑を言い渡すときに、一部を実刑とし、残りの部分を執行猶予とすることを可能とするものです。その目的は、施設内処遇の後に十分な期間にわたり社会内での処遇を実施し、あるいは、執行猶予の取消しという制度による心理的規制の下に生活させることによって、犯罪者の再犯防止、改善更生を図ることです⁽¹⁾。

法文上、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁

図 刑の一部の執行猶予制度の例

(懲役2年、うち6月について3年間刑の執行を猶予され、保護観察が付された場合)

懲役2年の言渡し

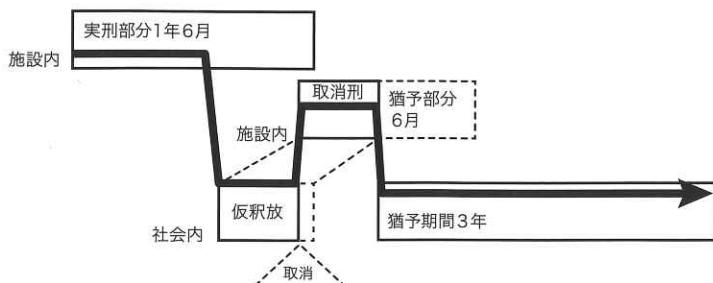
(仮釈放されなかった場合)



(仮釈放された場合)



(仮釈放後仮釈放が取り消された場合)



錮以上の刑に処せられたことがない者等に対して、裁判所が、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯情の軽量及びその犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の執行を猶予することができる(その期間中、保護観察に付することもできる。)とされています⁽²⁾。なお、懲役2年、うち6月について3年間刑の執行を猶予され保護観察が付された場合を例示すれば、図のとおりです⁽³⁾。

ところで、この制度が始まても、刑事施設の運営に直ちに影響を及ぼすものではありません。とはいえ、例えば薬物使用者を収容する施設においては、対象となる受刑者数、現行のプログラムを変更する必要性の有無、出所後の生活につなげるための就労支援指導の在り方等の問題が出てきます。また、最も大きな影響があると思われる保護観察においては、施設内処遇(実刑)と社会内処遇(執行猶予)を担当する刑事施設と保護観察所との連携が今以上に重要になってきます。薬物依存離脱指導を例にとれば、プログラムに対する取組み方や更生意欲のほか、社会生活を営む上での問題点を的確かつ円滑に引き継いでいくことが求められます。少人数ならともかく、多数の対象者を抱える施設にとっては多大な負担となることが懸念されます。

社会内処遇に移行する際、仮釈放も認められていますので、どのような指導が適当なのかもこれから検討課題です。法律的には、最長5年の執行猶予期間を問題視する意見もあるようですが、実務家としては、上級官庁及び関係機関と連携を図りながら、受刑者の円滑な社会復帰と再犯防止に資するよう指導していきたいと考えます。

【脚注】

(1) 勝田 聰「刑の一部執行猶予制度と社会貢献活動について」『刑政』124巻11号（平成25年11月）35頁

(2) 平成26年版『犯罪白書』90頁

(3) 前掲 勝田 36頁

被害者の視点を取り入れた教育に携わって

新法施行に伴い、各施設は「矯正処遇としての作業」だけでなく「改善指導」、「教科指導」を加えることとなり、これを三本柱と捉えて受刑者処遇に取り組んでいます。このうち「改善指導」は一般と特別に分けられていますが、私どもが関わさせていただいている「R 4」は特別改善指導の中のプログラムの1つであります。「R」はリハビリテーションの意味で、被収容者個々の問題に焦点をおいた指導が各種行われますが、これを犯罪内容などから更に分類して、特に被収容者に「被害者の視点を取り入れた教育」を行うのが、その第四番目の分類となる「R 4」となります。

府中刑務所における「R 4」の基本的な進め方は府中刑務所のプロジェクトチームが作成し、法務省より配布された教材DVD並びに補助テキストにそってグループワークでのディスカッションを行うことを主軸に、半年ほどをかけて16回の連続プログラムとして行っています。

当初は教育担当職員と篤志面接委員の先生によって進められてきましたが、現在は私ども教誨師三名も

参加させていただいております。何故その中に私どもが参加させていただけたことになったかと言えば、ある先輩教誨師の方から「加害者と向き合うには、その対となる被害者の視点も無ければ」との助言を受けたことが始まりでした。その言葉を受けて東京都の曹洞宗教誨師は全員、被害者支援都民センターに無理をお願いし、セミナーに参加させていただきました。これを如何に個々の宗教教誨の中に活かすか、また実践の場として学べる場がつくれるかと思案していたところ、職員の方から「それならば、ぜひ参加願えないか」と有難いお話をいただきました。

私どもは「加害者支援」の立場こそが基本であります、そこに被害者の視点を取り入れることでより広い視野を持って宗教教誨に臨める等、良き研鑽の場ともなっています。また教誨活動のみならず社会を見つめる目をも養わせていただいているように思います。

(曹洞宗 府中刑務所教誨師 久保井 賢丈)

近代宗教教誨について（名古屋刑務所内記念碑・碑文）

我が国における近代の宗教教誨は、真宗大谷派の僧侶乗西寺 啓潭が名古屋監獄（現・名古屋刑務所）の前身である徒場に囚人教化を請願し、明治5年（1872）7月に認可を受けて実施したことに始まる。

時を同じくして各地において、他の宗教家から同様の請願がなされ、順次認可されて宗教教誨が行われるようになつた。

爾来、130年余の歳月を経て、多くの教誨師の研鑽努力により、それぞれの宗教觀に基づいた指導を行う教誨の形となつた。

ここに、近代宗教教誨の始まりを明らかにし、宗教教誨の必要性と重要性を宣布するとともに、宗教教誨への情熱を忘れることなく、更なる発展を目指すことを誓い、愛知県教誨師会が発起人となり、記念碑を建立する。

平成21年3月 財団法人 全国教誨師連盟



編集後記

全国教誨師連盟広報誌『教誨あれこれ』第1号をお届けいたします。発刊にあたっては、次の点に留意しました。

- 一般の方々に、教誨師活動のご理解を深めていただき、新たな協力体制が構築できる内容
- 教誨師各位の活動により有用となるよう、また、矯正施設職員との連携強化を図るために方策等に寄与していく内容
- 成人・少年とも法整備が整い、新たな教育処遇制度が導入されたことを踏まえた被収容者改善更生のための効果的処遇に繋がる教誨のあり方を模索し、常に新しい視点を持つ内容
- ご感想をお寄せいただければ幸いです。

(広報委員会)

府中刑務所の歴史と現在の地域活動

府中刑務所は、江戸時代の老中松平定信が行った江戸の三大改革のひとつ寛政の改革で、犯罪者や虞犯者の更生を目的に、教育的・自立支援的な取組を実施する収容施設として1790年に設置された石川島人足寄場からその歴史は始まります。

池波正太郎の小説『鬼平犯科帳』や長谷川平蔵の業績として御存じの方もいらっしゃるかもしれません。

その後、明治28年 石川島から西巣鴨に移転し、巣鴨監獄と改称しました。大正11年 巣鴨刑務所と改称し、大正12年の関東大震災の影響もあり、現在地での新営工事を開始し、昭和10年完成に伴い移転、府中刑務所と改称しました。

現在の建物は昭和61年 全体改築工事に着手し、平成11年 現庁舎が完成、平成21年 全体改築工事が完成しました。

収容定員は、平成27年10月8日現在2,668名で日本最大規模の刑務所です。

敷地面積は、262,085m²（東京ドーム5.6個分）、犯罪傾向の進んだ日本人男子受刑者及び外国人男子受刑者を収容する施設です。

移転当時は、刑務所から約1キロ離れた京王線の電車を見ることができるほどの未開発の地でしたが、その後、府中刑務所が所有していた畠を切り売りし、その土地に団地ができ、商店街ができ、高級住宅街ができて、現在の府中市晴見町ができあがりました。地域の発展は府中刑務所ができてからということになります。



昭和40年代中頃までは、職員宿舎区域の中に地域の方も利用できる銭湯や床屋がありました。また、昭和57年までは、同じく職員官舎区域に地域の子どもたちも入園できる幼稚園があり、なんとその園舎は現在も職員独身寮として使用されています。現在では町内に銭湯は1つ、保育園が2つ、幼稚園が1つ、床屋はといえば数え切れぬほどあります。

地域のお祭りでは、府中刑務所職員が交通整理から櫓の上の太鼓打ちまで、積極的に参加し地域の皆さんとの交流を図っています。

また、府中刑務所の柔剣道部の職員が、地域の子どもたちに週4日間柔剣道を教えています。その子どもたちの中からは、東京都大会で優勝した者や、オリンピック候補選手まで育っています。さらに、土日は職員グランドを開放し、地域の少年野球チームや少年サッカーチームが練習しています。もちろんそのコーチの多くは府中刑務所職員です。体育館では、当所職員が中心となって運営し、地域の皆さんにも参加いただいているクラブ活動が行われています。主なところでは、平成27年度国民体育大会で三位入賞した綱引き部や、フットサルチーム、バドミントンクラブ、音楽バンド等があります。



毎年11月3日の文化の日に行われる府中刑務所文化祭には、毎年1万名を超える入場者があり、大変盛況です。教誨活動を始めとする府中刑務所の各種教育活動の紹介や矯正施設で製作した物品販売等、地域の皆様に矯正についての理解を深めていただき、更なる協力を得ることができるよう努めています。

（府中刑務所教育部 谷澤 正次）

多摩少年院の地域奉仕活動

多摩少年院では、出院準備生7～8名を対象に、月に2回ほど高尾山薬王院での奉仕活動を行っています。私は彼らの担当教誨師として、奉仕活動を通じた集合教誨に携わっております。



少年たちは、久しぶりの外出に少々戸惑いをみせながらも関東を一望できる高尾山上からの絶景を眺める時、犯罪に関わったとは想像のつかぬ程の穏やかな表情を見せてくれます。

景色を眺めリラックスしたところで境内の清掃を行いますが、必ず大切な心構えを伝えるようにしております。

まず、この道は薬王院に参拝する方が通る為の道であり、その中には家族の大病の平癒や事業の立ち直りといった切なる願いを神仏にすがるように精神的な救いを求める方が通る大事な道なので、そうした方々が少しでも安心を得られるように丁寧に掃除をしてほしいということ。

また、これまでの自分自身の心中にある怒りや弱さを落ち葉や雑草と共に掃き清め、いわば、道が綺麗になる分だけ自分自身の心も綺麗になり、その心を社会で再び努力を始める自信にしてほしいと説明をします。

すると、道行く人々から「ご苦労様です」とか「有難うございます」といった労いや感謝の言葉をかけていただけますが、これが少年たちにはとても良い影響を与えているのです。僕は生まれて初めて人から感謝されたという少年もいます。はにかみながらも、人の役に立つ悦びを感じているのでしょうか。

本坊にて精進料理の昼食の後、車座になって座談

会を行います。

普段の生活では僧侶とゆっくり話すことも珍しいでしょうから、「お坊さんに向けた素朴な質問コーナー」と称し1人ずつ質問に応えながら座談会を進めています。

お賽銭の使い途や、僧侶の身だしなみについて、お寺の生活のこと等、笑いを交えながら話すのですが、中には将来への不安や悩みなどを打ち明けてくれる少年もいます。勿論こうした質問には、自分の経験をもとに、相手の目を見ながら真摯に応えるようしています。

全ての工程を経て、下山する少年たちはそれぞれ何かに満足したような表情となるように思います。

少年院の少年たちに限らず、大自然とは刻一刻と変化すると共に来山する人々に生活へのうるおいと勇気さえも与え続けております。この感覚を古来より先人たちは自然の恵みとしみじみ感謝し、心の財産として丁寧に大切にしてきました。



高尾山薬王院飯縄権現堂

おそらく、少年たちは標高599メートル、樹齢500年以上の大杉が並ぶ高尾山中に於いて普段生活してきた場所とは明らかに違う空気の違いを肌で感じたからではないでしょうか？

高尾山はどんな小さな草も木も、虫や鳥などの動物たちも、樹齢数百年の巨木も、その与えられた生命を精一杯全うする場所でありますから、お山の中の空気は、様々な生命の生きる力の顕れといえます。

少年たちのそれぞれの呼吸により生きる力を身体の中、心の中に存分に取り入れ、その清々しい心を今後の人生に活かしてもらいたいと願うのであります。

(真言宗智山派 多摩少年院教誨師 佐藤 秀仁)